

【内国アクティブ運用型E T Fの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書】

2025年6月30日

内国アクティブ運用型E T Fの商品特性及び管理会社の運用体制等に関する報告書

ファンド名

業界改革厳選E T F 地銀

(コード：395A)

管理会社名

シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅

問合せ先

ビジネスサポート本部

TEL. 03-6843-1413

1. 運用方針の概要

ファンドの目的

業界改革厳選E T F 地銀（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、地方銀行、第二地方銀行および銀行持株会社※のなかから、利益水準や財務状況、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。選定した銘柄のなかには、同一銘柄の株式への投資割合が10%を超えて集中投資する支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性があります。同一銘柄の株式への投資割合は、当ファンドにおいては、20%を上限として運用を行います。なお、集中投資を行った投資銘柄において経営・財務状況の悪化や経営破綻などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

銀行等間の経営統合が大いに進んだ市場環境においては企業価値向上が見込めるような銘柄を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

※地方銀行、第二地方銀行および銀行持株会社を総称して、以下、「銀行等」といいます。

ファンドの特色

主として、我が国の金融商品取引所に上場する株式に投資します。

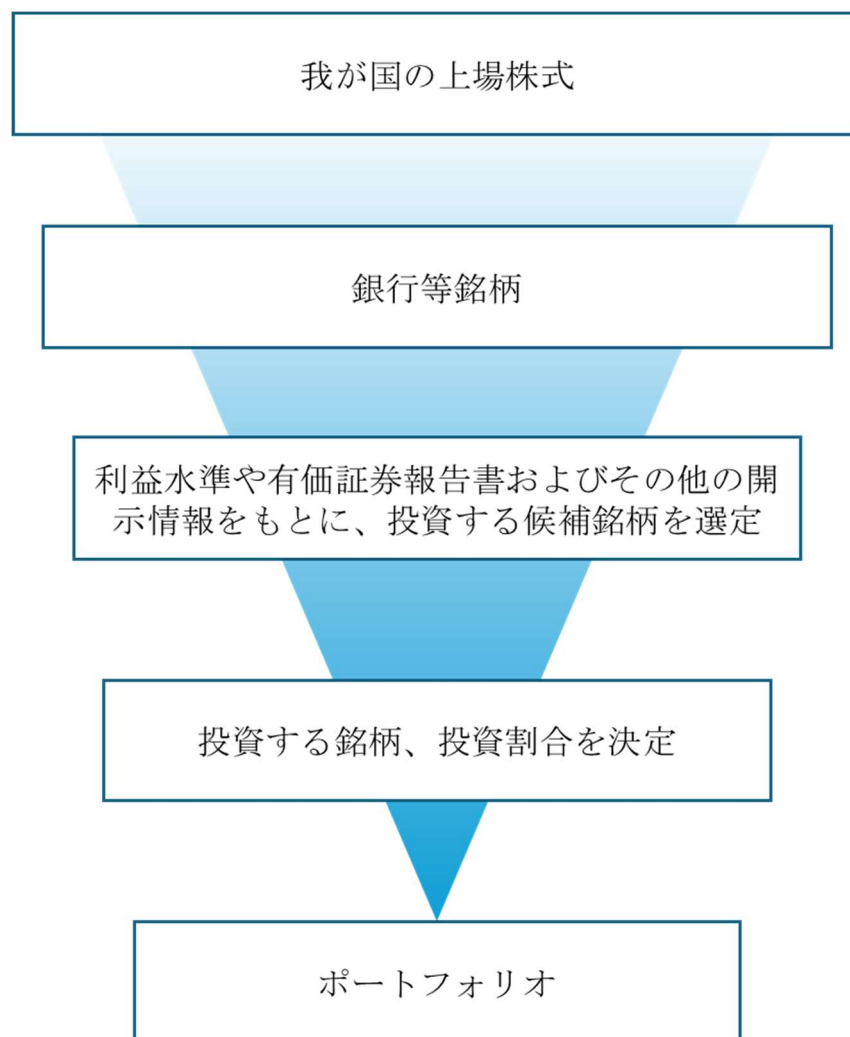
株式への投資にあたっては、銀行等のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。

銀行等間の経営統合が大いに進んだ市場環境においては企業価値向上が見込めるような銘柄を当社独自の

観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況が急激に変化したとき、または市況の急激な変化が予想されるとき、分配金の支払いを準備するとき、ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われないときがあります。

運用のプロセス



当ファンドは、業界改革への期待から投資銘柄のバリュエーションが改善することで生まれる収益機会に注目した戦略を取っています。ベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用であるため、ベンチマークを採用しません。

○ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

- ・受益権が上場されます。

下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は 10 口単位です。

手数料は申込みの取扱会社が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取扱会社へお問い合わせください。

投資方針

- ① 主として、我が国の金融商品取引所に上場する株式に投資します。
- ② 株式への投資にあたっては、銀行等のなかから、利益水準や有価証券報告書およびその他の開示情報、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。
- ③ 銀行等間の経営統合が大いに進んだ市場環境においては企業価値向上が見込めるような銘柄を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。
- ④ 当初設定直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況が急激に変化したとき、または市況の急激な変化が予想されるとき、分配金の支払いを準備するとき、ならびに信託財産の規模によっては上記の運用が行われないときがあります。

投資対象

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、信託約款第 23 条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
3. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
4. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
5. 投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）

6. 投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
7. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第5号および第6号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

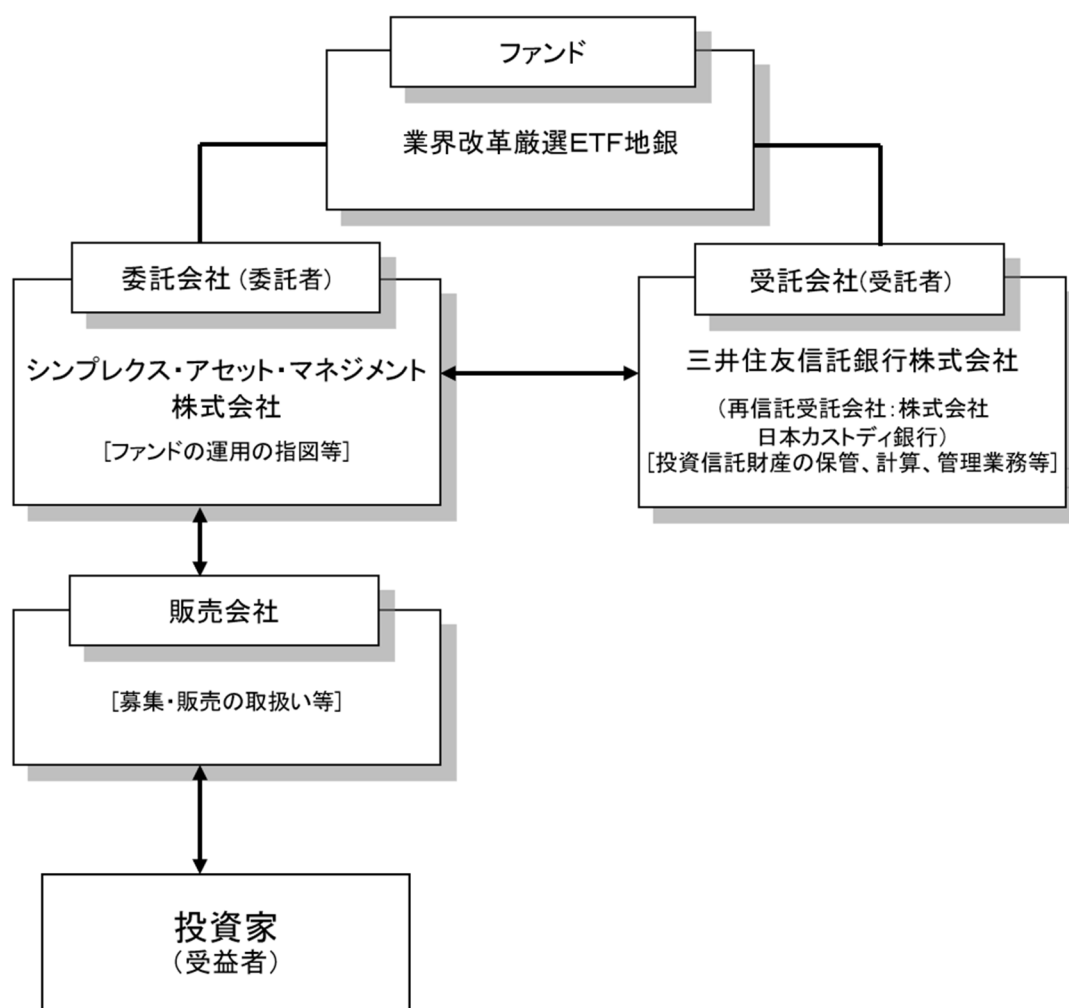
③ 金融商品の指図範囲

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

④ 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う募集の取扱い、解約および買取りに関する業務の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

投資制限

① 約款に定める投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所が開設する市場に上場（金融商品取引所が開設する市場に準ずる市場等において取引されている場合を含みます。以下同じ。）されている株式等の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限り

ではありません。また、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。

- 3) 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の総額の5%以下とします。
- 4) 外貨建資産への投資は行いません。
- 5) 保有している株式のヘッジ目的のため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 6) デリバティブ取引について、価格変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。その目的のため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします。
 - イ) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - ロ) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額の範囲内とします。
 - ハ) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、6)で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 7) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 8) 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- 9) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。
 - イ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 - ロ) 借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の範囲内

ハ) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

10) デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額の80%以内となるよう管理します。

11) 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対するエクスポージャーは、信託財産の純資産総額の35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行う投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行いません。

分配方針

① 収益分配方針

1) 信託財産から生ずる配当等収益（受取配当金、配当株式、受取利息、貸付有価証券に係る品貸料およびその他の収益金の合計額から支払利息を控除した額をいいます。）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行いません。

2) 信託財産から生じる配当等収益と前期から繰り越した分配準備積立金は、毎計算期末における諸費用、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、前期から繰り越した負数の分配準備積立金があるときはその全額を補てんした後、その残額を受益者に分配することができます。ただし、収益分配金額の調整のためその一部または全部を信託財産内に留保したときは分配準備積立金として積み立て、次期以降の分配にあてることができます。なお、諸費用、信託報酬等および負数の分配準備積立金を控除しきれないときは、その差額を負数の分配準備積立金として次期に繰り越します。

3) 毎計算期末に信託財産から生じたイ)に掲げる利益の合計額は、ロ)に掲げる損失を控除し、繰越欠損金があるときは、その全額を補てんした後、次期に繰り越します。

イ) 有価証券売買益（評価益を含みます。）、先物取引等取引益（評価益を含みます。）、追加信託差益金、解約差益金

ロ) 有価証券売買損（評価損を含みます。）、先物取引等取引損（評価損を含みます。）、追加信託差損金、解約差損金

② 収益分配金の支払い

原則として受託会社が、毎計算期間終了後40日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

2. 投資リスク

当ファンドは、当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。選定した銘柄のなかには、同一銘柄の株式への投資割合が 10%を超えて集中投資する支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性があります。同一銘柄の株式への投資割合は、当ファンドにおいては、20%を上限として運用を行います。

同一銘柄への組み入れ比率が高くなる可能性があり、当該同一銘柄の株式の価値が下落する場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が大幅に下落することがあります。

投資先について特定の銘柄への投資が集中すると、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財政状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

(1) ファンドのリスク

当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けて変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

② 集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、信託財産の純資産総額に対する比率が 10%を超えて集中投資する支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性があります。そのため、分散投資を行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている有価証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④ 信用リスク

一般に、投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、基準価額が下落します。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性

があり、廃止される恐れや廃止となる場合も有価証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

⑤ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

<その他の留意点>

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の設定及び一部解約の受付を中止することがあります。
- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
- ・ これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- ・ 分配金は、分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、分配を行わない場合があります。
- ・ 当ファンドの基準価額の計算は、法令および一般社団法人投資信託協会規則等に従って時価評価を行います。有価証券等及びデリバティブ取引の評価は、基準価額計算日に知りうる直近の日の価格です。
当ファンドの受益権は、東京証券取引所において、活発な取引が行われるという保証はありません。したがって、当ファンド受益権の取引がまったく行われなかったり取引が行われたとしても制限的で当ファンドの受益権の当該取引所における取引価格に悪影響したり購入者が処分に窮する場合があります。また、同取引所においてどのような価格で取引がなされるのかを予想することはできません。さらに、指定参加者（当ファンドの募集の取り扱いを行う者で、当ファンドの販売会社。）は当ファンド受益権の当該取引所における円滑な流通の確保に努めることとなっておりますが、継続的に呼び値を提示する義務を負うものではありませんので、市場での需給の状況によっては、当ファンドを希望する時にまたは希望する価格で売買することが困難となる場合又は売買すること自体が不可能となる場合があります。
- ・ 受益権は、委託会社と受託会社との協議により、一定日現在の受益権を均等に再分割もしくは併合されることがあります。
- ・ 2028年7月18日以降、受益権の口数が20営業日連続して50万口を下回った場合や、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合は、繰り上げ償還されます。
- ・ 適用となる法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。
- ・ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

3. 想定投資者属性

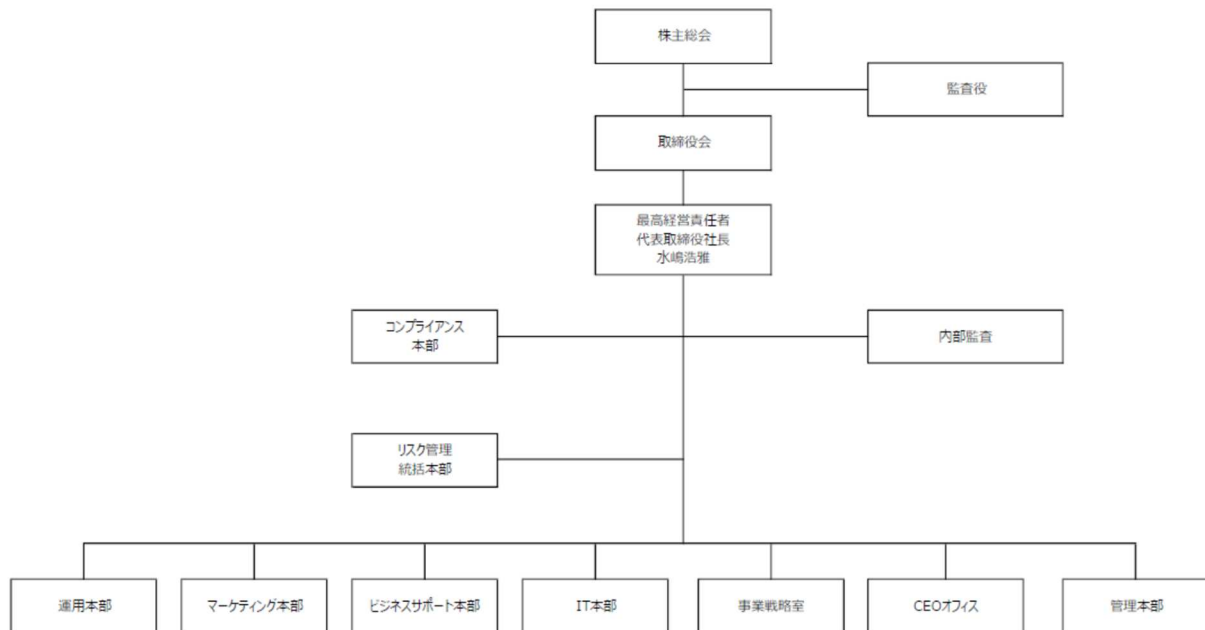
当ファンドは、以下の事項をすべて理解し、元本割れリスクおよび当ファンドの請求目論見書に記載されている投資リスクを許容したうえで、当ファンドの運用方針に則した運用で中長期の資産形成を目的とする投資家を主に想定しています。

- ① アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ② ファンドにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
- ③ 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと
- ④ 当ファンドはベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用であるため、ベンチマークを採用していないこと

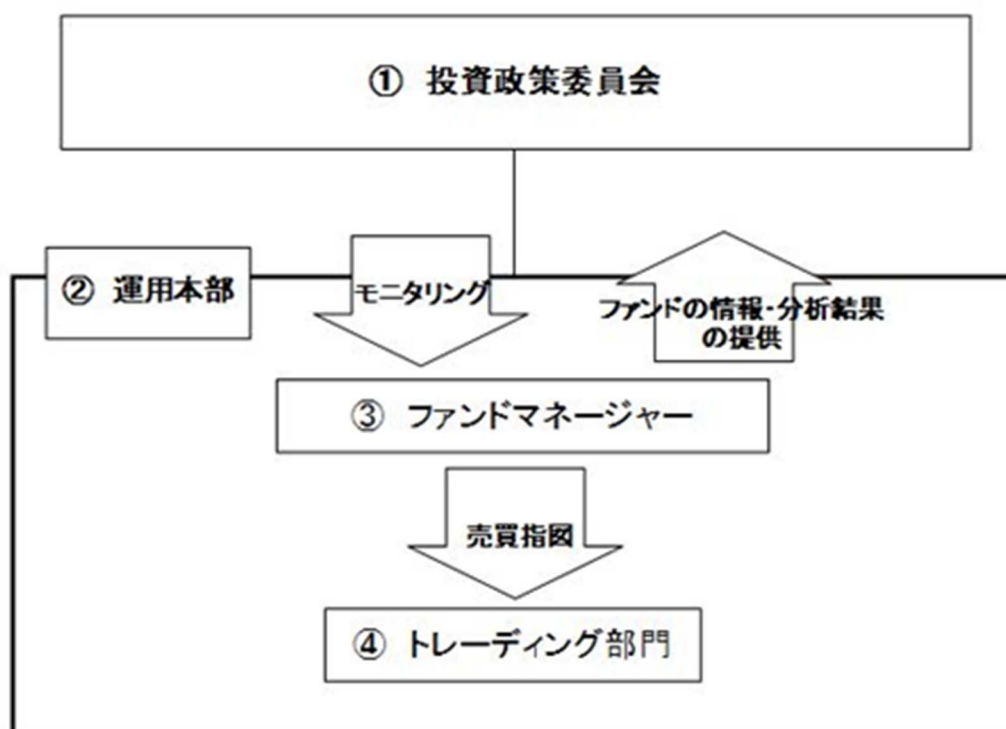
4. 管理会社の運用体制の状況

（１）組織図及び各組織の業務の概略

管理会社における組織図 は以下の通りです。



当ファンドの運用体制は以下の通りです。



当ファンドの運用体制に係る各組織の業務の概略は以下の通りです。

① 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部

①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。(ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。)

- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

管理会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は 2025 年 4 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(2) 運用責任者等に関する説明

	所属部署	運用経験	当ファンドの運用プロセスの中で負っている責任の内容
運用責任者	運用本部	10年以上	投資の意思決定及びポートフォリオの管理を担当

(3) 管理会社の運用実績

2025年5月30日現在、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社は日本初のアクティブ運用型ETF（下表参照）を運用しています。

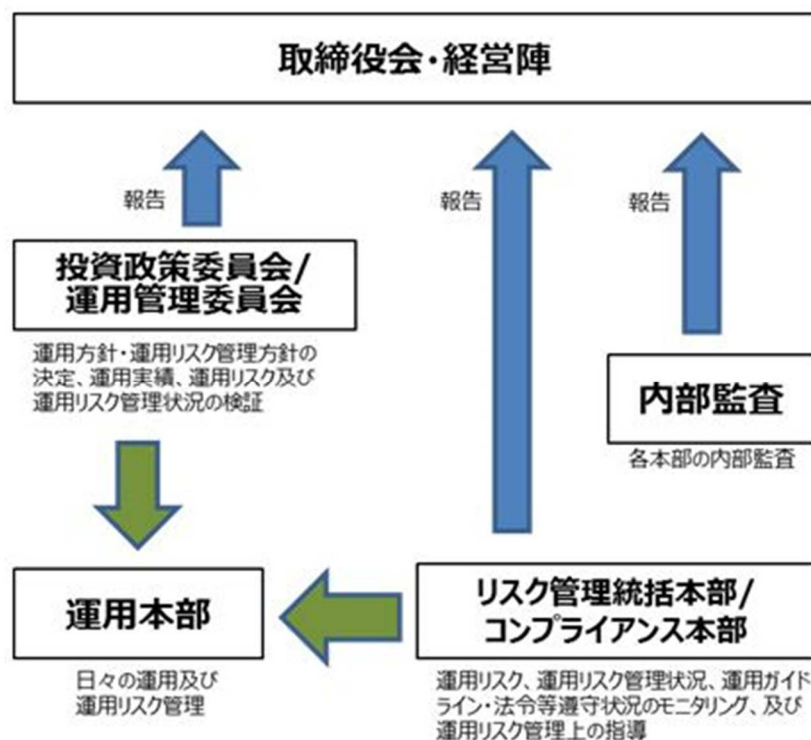
銘柄コード	ファンド名	上場日
2080	PBR1 倍割れ解消推進 ETF	2023年9月7日
2081	政策保有解消推進 ETF	2023年9月7日
2082	投資家経営者一心同体 ETF	2023年9月7日

これらのアクティブ運用型ETFは特定の収益機会に注目した戦略をとり、中長期の投資信託の成長を目指した運用を行うという点で、当ファンドと共通しております。

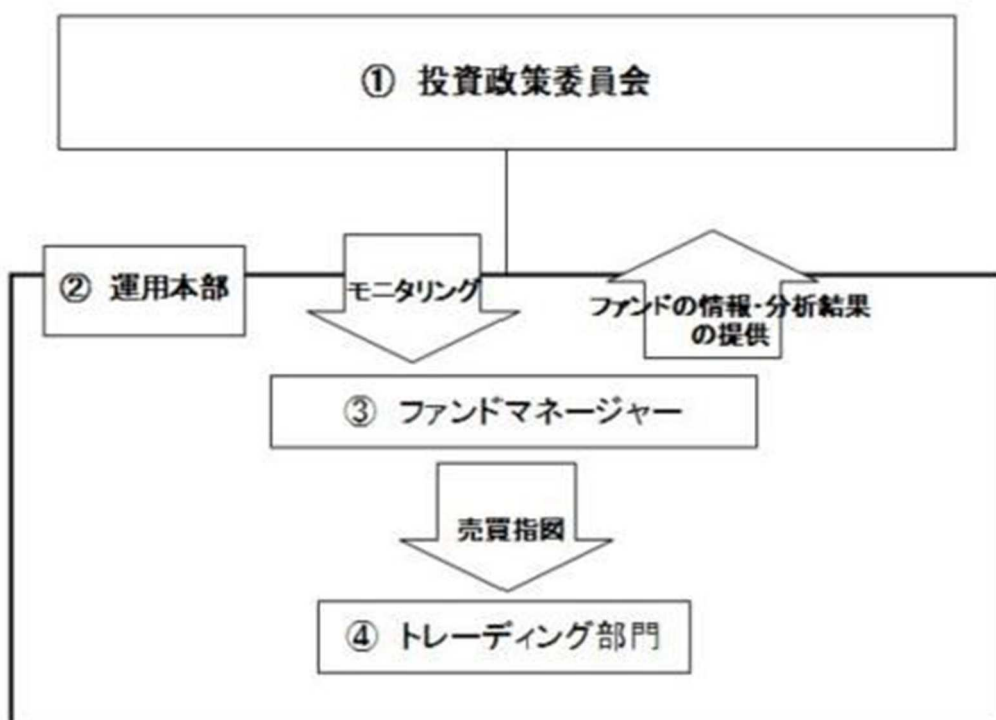
以上のことから、シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社は、内国アクティブ運用型ETFの運用ノウハウおよび管理能力が備わっていると考えられます。

(4) 内部管理体制の整備状況

管理会社では、運用本部とは組織的に分離し、業務上独立しているリスク管理統括本部が存在します。



リスク管理統括本部はリスク管理の観点から、各ファンドの運用リスク、運用リスク管理状況のモニタリングを実施しています。モニタリング結果は、必要に応じて、取締役会・経営陣含む関係部署にフィードバックされます。



管理会社では、運用本部とは別の組織として投資政策委員会が設けられています。投資政策委員会は、当ファンドの運用状況をモニタリングし、運用成果と運用プロセスが適切か否かを検証します。モニタリングと検証の結果をもとに、必要に応じて、取締役会・経営陣含む関係部署にフィードバックされます。

(5) コンプライアンス体制の整備状況

コンプライアンス本部は、法令及びそれらに関連する自主規制機関の諸規則(「法令等」)を遵守するために、必要な社内規程及びガイドラインを整備し、法令等が制定又は既存の法令等が改正された場合等に、それらを適宜改訂することに加えて、それらを定期的に見直すこととしております。

また、定期コンプライアンス研修に加えて、新たな法令等が制定又は既存の法令等が改正された場合等に、個別のコンプライアンス研修を行うことにより、役職員への周知徹底を図り、法令等違反が生じないよう適切な内部管理を実施しております。

さらに、当局及び協会への届出、ガバナンス並びに運用状況に関し、モニタリング項目を定め、それらの項目を年次のコンプライアンスプログラムに設定し、適時又は定期的にモニタリングを行っております。モニタリングの過程で、不適切な状況が発見された場合には、コンプライアンス本部からマネジメントへの報告を行うとともに、該当部署及び担当者に対して、助言及び指導を行うこととしております。

5. ポートフォリオ情報の提供方法

本ETFのポートフォリオ情報について、日々売買立会開始前までに確定した内容を提供します。当該情報の提供媒体とURLは下記の通りです。

提供媒体：管理会社ウェブサイト

URL：<https://www.simplexasset.com/etf/index.html>

6. 上記の他、取引所市場における投資判断に資する情報

上場E T Fに関する日々の開示事項

掲載媒体：TDnet

掲載時間：毎営業日午前10：00 ごろ

表題：上場E T F (管理会社：シンプレクス・アセット・マネジメント)に関する日々の開示事項

iNAV および PCF

掲載媒体：東京証券取引所ウェブサイト

URL：<https://www.jpx.co.jp/equities/products/etfs/inav/>

当ファンドの信託報酬等

① 信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、下記1)により計算した額に、下記2)により計算した額を加算して得た額とします。

1) 信託財産の純資産総額に年10,000分の99.0(消費税込)以内の率を乗じて得た額

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
総額	年率0.99%(税抜0.90%)(有価証券届出書提出日現在)	
配分	委託会社	受託会社
	0.85%(税抜)	0.05%(税抜)

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

2) 株式の貸付を行った場合は、その品貸料の55.0%(消費税込)以内の額

総額	55.0%(税抜50.0%)(有価証券届出書提出日現在)	
配分	委託会社	受託会社
	40.0%(税抜)	10.0%(税抜)

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

② 支払時期

信託報酬(信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。)は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

当ファンドのその他の手数料等

- ① 当ファンドに関する組入有価証券および先物取引の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用は信託財産から支払われます。
- ② 信託財産において一部解約代金の支払資金等に不足額が生じるときに資金の借入を行った場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし信託財産中から支払われます。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、随時、信託財産中から支弁します。

④ 上記③に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。なお、下記 1. から 7. までは該当する業務を委託する場合は、その委託費用を含みます。

1. この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳簿管理、法定報告等）に係る費用
2. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
3. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
4. 目論見書（交付目論見書、請求目論見書および訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
5. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
6. 運用状況に係る情報および決算短信等開示資料の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
7. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
8. 格付の取得に要する費用
9. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用（信託財産に係る特定資産の価格調査に係る費用を含みます。）

10. 受益権の上場に係る費用※

11. 約款に定める基本方針に沿う運用を行うために必要な情報の入手に要する費用

※ファンドの上場に係る費用

- ・ 新規上場および追加上場料：新規上場時の純資産総額に対して、および追加上場時の増加額（毎年
末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）。
- ・ 毎年末の純資産総額に対して、0.00825%（税抜 0.0075%）および TDnet 利用料。

⑤ 委託会社は、上記③および④に定める諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、係る上限額を定期的に見直すことができます。

⑥ 上記⑤に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託会社は、係る諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託会社は、係る見積率に上限を付することとし、また信託財産の規模等を考慮して、係る見積率の上限を何時にても見直すことができるものとします。

⑦ 上記⑥の場合において、上記④に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（上記⑤に規定する見積率の上限は、年 10,000 分の 20 とします。）を乗じて得た額とし、計算期間を通じて毎日計上され、委託会社が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

＊売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

以上

1. 金融商品の目的・機能

業界改革厳選E T F地銀（以下「ファンド」または「当ファンド」といいます。）は、地方銀行、第二地方銀行および銀行持株会社※のなかから、利益水準や財務状況、取引所における流動性等を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

※地方銀行、第二地方銀行および銀行持株会社を総称して、以下、「銀行等」といいます。

当ファンドは、当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定します。選定した銘柄のなかには、同一銘柄の株式への投資割合が10%を超えて集中投資する支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性があります。同一銘柄の株式への投資割合は、当ファンドにおいては、20%を上限として運用を行います。なお、集中投資を行った投資銘柄において経営・財務状況の悪化や経営破綻などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

銀行等間の経営統合が大いに進んだ市場環境においては企業価値向上が見込めるような銘柄を当社独自の観点から総合的に勘案し、投資銘柄を選定することにより、投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

当ファンドは、業界改革への期待から投資銘柄のバリュエーションが改善することで生まれる収益機会に注目した戦略を取っています。ベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用であるため、ベンチマークを採用しません。

2. 損失が生じるリスクの内容

当ファンドは、株式を投資対象としているため、これら投資対象の価格変動の影響により基準価額は変動します。従いまして、投資元金を割り込むことがあり、元本が保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。また、金融機関の預金あるいは保険契約ではないため、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

当ファンドに投資される前に当ファンドの性質、複雑性および内在するリスクがご自身の投資経験や財務状況に照らして投資目的に合致しているかどうかご確認ください。

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

株式の価格は国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けて変動します。株式の価格が大幅に下落した場合、ファンドの投資成果に重大な損失が生じることとなります。

② 集中投資のリスク

当ファンドは、分散投資を行う一般的な投資信託とは異なり、信託財産の純資産総額に対する比率が10%を超えて集中投資する支配的な銘柄が存在するまたは存在する可能性があります。そのため、分散投資を

行う一般的な投資信託に比べ、市場動向にかかわらず基準価額の変動は非常に大きくなる可能性があります。

③ 流動性リスク

有価証券等を売却又は取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている有価証券の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

④ 信用リスク

一般に、投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、債務不履行が生じた場合またはそれが予想される場合には、発行体の株式などの価格は大きく下落（価格がゼロになることもあります。）し、基準価額が下落します。また、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があります。廃止される恐れや廃止となる場合も有価証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

⑤ 有価証券の貸付等におけるリスク

有価証券の貸付等において、取引先リスク（取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと）が生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

当ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まるため、必ずしも基準価額と一致するものではありません。

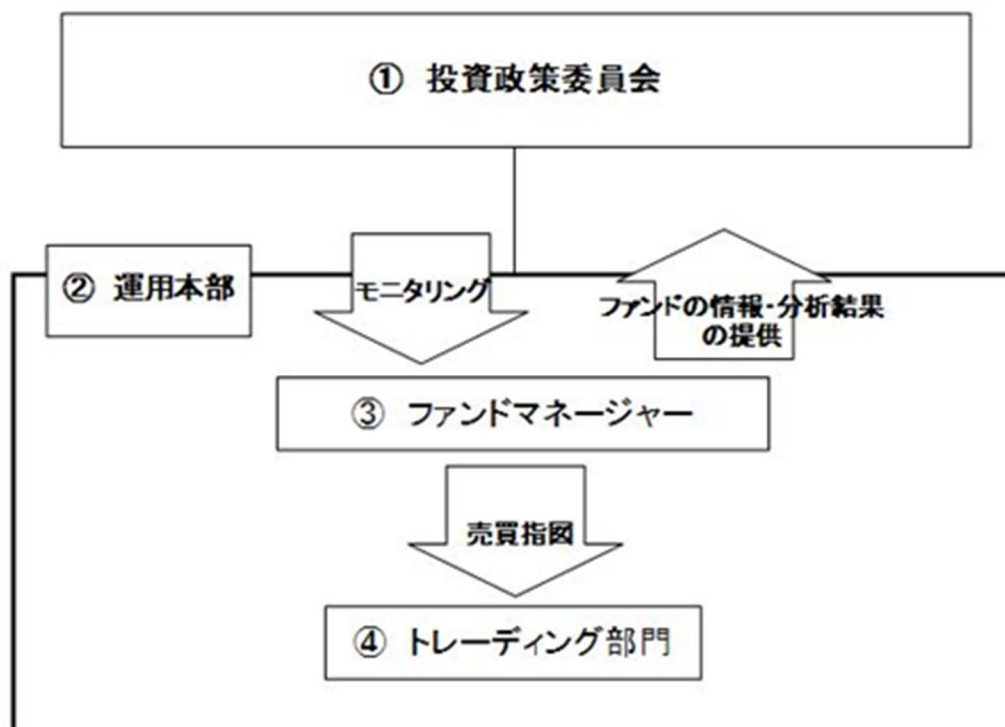
3. 管理会社が想定する購入層

当ファンドは、以下の事項をすべて理解し、元本割れリスクおよび当ファンドの請求目論見書に記載されている投資リスクを許容したうえで、当ファンドの運用方針に則した運用で中長期の資産形成を目的とする投資家を主に想定しています。

- ① アクティブ運用型ETFが、従来のETFとは異なり、連動対象となる指標が存在しない商品であること
- ② ファンドにおける積極運用の結果、基準価額が相場全体の変動からでは説明できない動きをする場合があること
- ③ 管理会社等により日々開示されるポートフォリオ情報は、前日の基準価額算出の基礎となった情報でしかなく、当該情報から算出される一口当たり推定純資産額（インディカティブNAV）については、ETFの適正価格に常に一致するというわけではないこと
- ④ 当ファンドはベンチマークを上回る収益の確保を図る運用ではなく、中長期の投資信託の成長を目指した運用であるため、ベンチマークを採用していないこと

4. 顧客利益最優先の運用会社のガバナンスの確保、プロダクトガバナンスの確保

管理会社では、運用本部とは別の組織として投資政策委員会が設けられています。投資政策委員会は、当ファンドの運用状況をモニタリングし、運用成果と運用プロセスが適切か否かを検証します。モニタリングと検証の結果をもとに、必要に応じて、取締役会・経営陣含む関係部署にフィードバックされます。



当ファンドの運用体制に係る各組織の業務の概略は以下の通りです。

① 投資政策委員会

投資政策委員会規程に基づき、運用手法、運用戦略の調査・研究を行ったうえで、国内外の経済・金融情報および各国の市場等の調査・分析を行い、ファンド毎の運用手法・運用戦略を決定します。

② 運用本部

①で決定したファンド毎の運用手法、戦略及びリスク許容度に基づいて、運用本部は、運用計画を決定します。

③ ファンド・マネージャー

運用計画に基づき、ファンド毎のガイドライン及び運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。

④ トレーディング部門

ファンド・マネージャーから発注の指示を受け、事前にチェックを行ったうえで、最良執行の方針に則り売買の執行を行います。（ファンド・マネージャーが自ら取引を執行することが望ましいと判断される場合には、ファンド・マネージャーがトレーディングを併せて担当します。）

- 社内規程を策定し、ファンド運用に関して遵守すべき基本的な事項を定めております。

管理会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合な

どを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※上記は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

また管理会社では、運用本部とは組織的に分離し、業務上独立しているリスク管理統括本部が存在します。リスク管理統括本部はリスク管理の観点から、各ファンドの運用リスク、運用リスク管理状況のモニタリングを実施しています。モニタリング結果は、必要に応じて、取締役会・経営陣含む関係部署にフィードバックされます。

